

平成二十一年六月五日受領  
答弁第四六四号

内閣衆質一七一第四六四号

平成二十一年六月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の大使館及び総領事館における便宜供与に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の大使館及び総領事館における便宜供与に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「格付け」の意味するところが必ずしも明らかでないが、平成二十一年度の外務省の執務参考資料である便宜供与事務処理要領の便宜供与取扱基準においては、A A、B B、C C、C C I G G、C C I H H、D D、T T I X X及びT Tの分類を設けている。

二について

外務省が便宜供与として実施するものには、送迎、宿舍の手配のほか、訪問先への同行・案内、通訳の手配、現地事情説明、アポイントメントの取付け等がある。

三について

在外公館からの報告によれば、平成十六年度における国会議員に対する便宜供与は合計千五百十六件、同年度における国会議員以外の者に対する便宜供与は合計二万二千二百五十二件、平成十七年度における国会議員に対する便宜供与は合計千三百五十七件、同年度における国会議員以外の者に対する便宜供与は合

計二万四千四百八十二件、平成十八年度における国会議員に対する便宜供与は合計千九百六十二件、同年度における国会議員以外の者に対する便宜供与は合計二万千九百九十八件、平成十九年度における国会議員に対する便宜供与は合計千二百五十八件、同年度における国会議員以外の者に対する便宜供与は合計二万千六百五十四件である。平成二十年度における便宜供与については、在外公館からの報告が完了しておらず、お示しすることは困難である。

#### 四及び五について

お尋ねの「二の便宜供与を行う対象」の意味するところが必ずしも明らかでないが、大使館及び総領事館はいずれも一について述べた便宜供与取扱基準に従ってそれぞれの分類について適切に対応してきている。